

○東京藝術大学事務組織規則

平成16年4月1日
制 定

改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成18年2月7日	平成18年3月17日
	平成18年11月20日	平成19年3月28日
	平成20年3月21日	平成20年7月10日
	平成21年9月24日	平成22年4月8日
	平成22年4月27日	平成22年5月21日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年4月1日	平成24年10月25日
	平成25年9月19日	平成25年10月24日
	平成26年3月27日	平成26年11月1日
	平成27年4月7日	平成27年5月14日
	平成27年10月22日	平成28年3月24日
	平成28年10月11日	平成29年1月16日
	平成29年4月11日	平成30年4月10日
	平成30年12月11日	令和元年7月9日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、本学の事務組織に
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局に置く課及び事務センター)

第2条 事務局に、次の課及び事務センターを置く。

- (1) 総務課
- (2) 戰略企画課
- (3) 国際企画課
- (4) 社会連携課
- (5) 学生課
- (6) 施設課
- (7) 千住校地事務センター

(課に置く室)

第3条 戰略企画課に財務管理室を、社会連携課に研究協力室を、施設課に防災対策室を置く。

(課等に置く係)

第4条 課、事務センター及び課に置く室に、別表第1及び別表第2に掲げる係を置く。

(事務部)

第5条 美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、附属図書館及び大学美術館に、事務部を置く。

(事務部に置く室)

第6条 美術学部事務部に取手校地美術学部事務室及び美術学部附属古美術研究施設事務室を、音楽学部事務部に演奏企画室及び音楽学部附属音楽高等学校事務室を置く。

(事務部等に置く係)

第7条 事務部及び事務部に置く室に、別表第3及び別表第4に掲げる係を置く。

(事務局長)

第8条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を掌理し、並びに事務部の事務について総括し、及び調整する。

(課長)

第9条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を処理する。

(調整役)

第9条の2 事務局に調整役を置くことができる。

2 調整役は、上司の命を受けて、事務局の事務のうち特定の事務を分掌する。

(事務長)

第10条 事務センター及び事務部に事務長を置く。

2 事務長は、上司の命を受けて、その事務センター又は事務部の事務を処理する。

(課長補佐及び事務長補佐)

第11条 課及び事務部に、それぞれ課長補佐又は事務長補佐(以下「課長補佐等」という。)を置くことができる。

2 課長補佐等は、課長又は事務長を助け、その課又は事務部の事務を処理する。ただし、課長補佐等を2名以上置く場合には、その事務を分担させて処理させることができる。

(専門員、専門職員及び総括主査)

第12条 事務局、事務局の各課及び事務センター、課に置く室、事務部並びに事務部に置く室に、専門員、専門職員及び総括主査を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受けて、極めて高度の専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理するとともに、専門的見地から学長、事務局長、課長又は事務長を助け、その業務に密接に関連する専門職員及び係の指導にあたる。

3 専門職員は、上司の命を受けて、前項に掲げる事務組織の所掌事務のうち、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理する。

4 総括主査は、上司の命を受けて、係間の調整を行うとともに、特に重要かつ困難な事務を処理する。

(係長及び主任)

第13条 係に係長を置き、必要に応じ主任を置くことができる。ただし、室に係を置かない場合には、室に主任を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、係の事務を処理する。

3 主任は、上司の命を受けて、係又は室の所掌事務のうち特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

(室長及び室長補佐)

第14条 第3条及び第7条に規定する室に、室長及び室長補佐を置くことができる。

2 室長は、当該課及び事務部の課長補佐、事務長補佐、専門員又はその他の職員

のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 3 室長は、上司の命を受けて、その室の事務を処理する。
- 4 室長補佐は、当該室の係長、専門職員又はその他の職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 5 室長補佐は、室長を助け、その室の事務を処理する。ただし、室長補佐を2名以上置く場合には、その事務を分担させて処理させることができる。

(雑則)

第15条 事務局の各課及び事務センター、課に置く室、事務部並びに事務部に置く室の事務分掌その他必要事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学事務組織内規（昭和36年6月14日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月7日から施行し、平成17年12月21日から適用する。ただし、第15条の改正規定は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月16日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年12月11日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年7月9日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別表第1

課、事務センターに置く係

課等	係の名称
総務課	総務・広報係、人事係、給与・共済係
戦略企画課	企画政策係
国際企画課	国際企画係、学生交流係
社会連携課	社会連携係、涉外企画係
学生課	総務係、課外支援係、奨学係、入学試験係、学務係
施設課	施設企画係、施設整備係、施設マネジメント係
千住校地事務センター	総務係、教務係

別表第2

室に置く係

課	室	係の名称
戦略企画課	財務管理室	財務総括係、経理係、契約係
社会連携課	研究協力室	研究協力係

別表第3

事務部に置く係

事務部	係の名称
美術学部事務部	庶務係、会計・教材係、教務係、国際連携係
音楽学部事務部	庶務係、会計係、教務係、学生募集係
大学院映像研究科事務部	庶務係、会計係、教務係
附属図書館事務部	総務係、資料受入係、図書情報係、 資料サービス係、情報サービス係
大学美術館事務部	管理係、企画係

別表第4

室に置く係

事務部	室	係の名称
美術学部事務部	取手校地美術学部事務室	総務係
音楽学部事務部	演奏企画室	演奏支援係